

計算書類に対する注記（法人）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

・平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）まで償却する。

・平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額を0円とした定額法。償却累計額が該当資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②無形固定資産

残存価額を0円とした定額法。

(2) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り計上する。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

3. 重要な会計方針の変更

平成26年度会計から新会計基準の制定に基づき移行している。

4. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度（確定給付制度）に基づき、退職手当の額等は当法人給与規程による。

対象となる職員数は、15名である。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算関係書類及び財産目録は以下のとおりとする。

(1) 法人全体の計算書類（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 高田本所拠点区分

法人運営事業

心配ごと相談事業

ボランティアセンター運営事業

共同募金配分金事業

生活福祉資金貸付事業

みやま市高田総合保健福祉センター受託事業

生きがい教室受託事業

介護予防受託事業

つどいの広場受託事業

ファミリーサポートセンター受託事業

生活管理指導員派遣受託事業

日常生活自立支援受託事業

② 瀬高事務所拠点区分

訪問介護事業

障害福祉サービス事業

③ 山川事務所拠点区分

みやま市山川総合保健福祉センター受託事業

通所介護事業

居宅介護支援事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
法人基本財産	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供している資産
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
車両運搬具	33,452,165	28,237,826	5,214,339
器具及び備品	5,880,815	4,895,294	985,521
リサイクル預託金	38,140	0	38,140
ソフトウェア	924,000	924,000	0
合 計	40,295,120	34,057,120	6,238,000

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

